

令和4年度女性活躍推進事業業務公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和4年9月20日

長野県県民文化部人権・男女共同参画課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和4年度女性活躍推進事業業務

(2) 業務の目的

長野県では、全国に比べて女性の労働力率は高いものの、管理職に占める女性の割合は低い水準である現状を打開するため、働き方改革や女性登用の取組を促し、働く希望を持つすべての人が、性別に関わりなく能力を発揮して働くことができる環境づくりを推進する。

(3) 業務内容

ア イベントの企画・運営

イ 県内事業所への女性活躍推進に関するヒアリング及びヒアリング結果の情報発信

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

なお、仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後提案内容を踏まえて、協議により変更する可能性があります。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 業務内容

- ・ イベントの運営案（講師等の人選と企画内容）
- ・ 広報の展開案（目標達成のためにいつ、どのような広報を行うのか）
- ・ 事業所のヒアリングの実施方法案
- ・ 事業所のヒアリング結果の情報発信案（ヒアリング結果をどのような方法でイベント参加者に効果的に情報発信するのか）

イ 業務の実施体制

ウ 業務の実施計画及びスケジュール

エ 業務に要する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(8) 費用の上限額

2,600,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (8) 当該業務に配置する責任者及び従事者は、同種業務（研修会等）の経験又は技術的適正を有していること。
- (9) 過去5年以内に、地方公共団体と同種又は類似業務（研修会等）の実績を有すること。
- (10) 長野県庁で行うプレゼンテーション及び打合せに常時参加できるものであること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書及び参加要件具備説明書類の作成様式
様式第3号及び第3号附表による。
- (2) 誓約書の作成様式
様式第5号による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県県民文化部人権・男女共同参画課 （課長）平林 正枝 （担当）豊田 華恵 電 話 026-235-7102 F A X 026-235-7389 メー ル n-danjo@pref.nagano.lg.jp
--

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和4年9月29日（木）午後5時まで
（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに人権・男女共同参画課に到達したものに限り
ます。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してくだ
さい。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当
とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の
3日前までに、書面により人権・男女共同参画課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜
日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により人権・男女共同参画課長に対して
非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算し
て10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日
は除く。）

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期間 公告日から令和4年10月7日（金）午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日
は除く。受付時間は午前9時から午後5時まで。）

(3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものと
します。

(4) 回答方法 人権・男女共同参画課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の
提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和4年10月14日（金）まで
に参加申込者全員に対し、原則としてメールにより回答します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式
様式第8号の附表(例)による。
- (3) 企画書記載上の留意事項
- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
 - ② 「7 再委託の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
- ① 受付場所 3(4)に同じ。
 - ② 受付時間 令和4年10月7日(金) 午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
 - ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
 - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
- ① 提出期限 令和4年10月18日(火) 午後5時(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
 - ② 提出先 3(4)に同じ。
 - ③ 提出部数 7部
 - ④ 提出方法 持参又は郵送とします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに人権・男女共同参画課に到達したものに限りま
す。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してく
ださい。
- (6) 企画提案の選定基準
企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

審査項目		配点		審査内容(要求内容)
提案事業 の内容	事業内容	60	30	提案内容の全体像が事業目的及び仕様書の内容を満たした提案となっていること
			10	イベント運営について、具体的かつ効果的な内容が提案されていること
			10	事業広報について、具体的かつ効果的な内容が提案されていること
			10	事業所へのヒアリング実施方法及びヒアリング結果の情報発信について、具体的かつ効果的な内容が提案されていること
	実現性	10	10	全体の計画に具体性があり、確実な実施が可能であること
実施体制	組織・ 運営体制	10	5	委託事業を適切に実施できる、ノウハウ、実績等が十分あること
			5	事業が適切に行える体制が提案されていること
事業効果		10	10	先見性・独自性に優れ、発展可能性がある効果的な事業提案であること
経済性	費用対効果	10	10	事業実施に係る必要経費が適切に見積もられ、かつ、県の予算の範囲内であること

合計得点	100	100	
------	-----	-----	--

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行います。プレゼンテーション審査への欠席は参加辞退として取扱います。
- ② 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
 なお、評価の結果最高位となった者の企画提案での得点平均が6割未満の場合は選定しません。また、評価会議全構成員の評価結果において「不可」の採点があった者は、原則として選定しないものとします。
- ③ 提案者が5者以上になった場合、上記と同基準での書類審査により、プレゼンテーションによる審査に参加できる提案者を選出します。書類審査の採点は、プレゼンテーションの採点には影響しません。なお、書類審査の結果、非選定者への通知はプレゼンテーションの2日前までに行います。
- ④ プレゼンテーションの実施日時及び場所
 日時 令和4年10月26日（水）9時から
 場所 長野県庁議会棟501号会議室（予定）
 ※プレゼンテーションは15分以内でお願いします。（映像上映も可）

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により人権・男女共同参画課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により人権・男女共同参画課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、人権・男女共同参画課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により人権・男女共同参画課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 ア 受付場所 3(4)に同じ。
 イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。

- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）を人権・男女共同参画課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、人権・男女共同参画課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県県民文化部人権・男女共同参画課 （課長）平林 正枝 （担当）豊田 華恵 電 話 026-235-7102 F A X 026-235-7389 メー ル n-danjo@pref.nagano.lg.jp
--

- (3) 必要に応じて参加申込に及び提案内容に関する照会を行う場合があります。